

# 公益社団法人自動車技術会優秀講演発表賞規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会定款第45条の規定に基づき、定款第5条第7号の事業の一つとして行う優秀講演発表賞の募集、授賞に関する事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 優秀講演発表賞は、学術講演会における発表水準の向上を図ることに資する。

### (種類)

第3条 賞の種類は、「優秀講演発表賞」とする。

## 第2章 募集

### (対象となる者の資格)

第4条 第3条に掲げる賞の対象となる者の資格は、春季及び秋季大会学術講演会における講演者とし、会員資格は問わない。

## 第3章 選考

### (選考)

第5条 選考は、口頭発表の質、映像資料の質、発表内容の質等により行う。

2 選考条件、評価項目および評価方法は、別途処理基準に定める。

### (授賞件数)

第6条 授賞件数は、春季及び秋季大会学術講演会における総講演件数の各2%を目安とする。

#### (1) 37歳未満の若手技術者

前項の規定にかかわらず、授賞件数は4件以内とする。ただし、総授賞件数は前項で選ばれた者も含めて4件以内とする。

### (選考方法)

第7条 選考方法は、第5条に関して聴講者より提出された優秀講演発表賞評価表の集計結果及び座長の採点結果に基づき学術講演会運営委員会で審議する。

### (受賞者の決定)

第8条 第8条 学術講演会運営委員会委員長は、受賞候補及びその選考過程を表彰会議に報告する。表彰会議はこれを承認したうえ受賞者を決定し理事会へ報告する。

## 第4章 授賞

### (授賞及び紹介)

第9条 春季学術講演会における受賞者の授賞式は、秋季大会において行う。

2 秋季学術講演会における受賞者の授賞式は、春季大会において行う。

3 表彰状は会長名とし、受賞内容を会誌「自動車技術」及びホームページに掲載する。

## 附 則

1 この規則は、2003年5月1日から施行する。

2 第5条の評価項目・方法に関する変更は2005年4月22日より施行する。

3 第5条及び第6条の改正は、2010年6月18日から施行する。(第1回理事会議決 2010年6月18日)

4 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。(2011年4月1日登記)

5 第6条の変更は2016年4月26日より施行する。(第9回理事会議決 2016年4月16日)

6 第8条の変更は2023年1月27日より施行する(第4回理事会議決 2023年1月27日)